第4章 施策・事業の展開

基本目標 I 自分らしく生きられる支え合いのまちづくり

分野1 介護予防・健康づくり

施策1 ふれあい・健康づくり

(1) ねらい

閉じこもりは、意欲や生活機能の低下をもたらす可能性があるとともに、生活 課題を見えにくくしてしまうリスクがあります。一方で、会・グループ等へ参加 することが、高齢者の介護予防(フレイル、認知症予防を含む)や健康づくりに 好影響をもたらすと期待されています。また、本市の高齢者等実態調査によると、 外出の頻度が高い人ほど幸せ感が高い傾向が見られます。

市民一人ひとりやまちぐるみの健康づくりに加え、交流や社会参加を通じた介護予防効果を広げるため、集いの場等の展開や市民等への情報提供に取り組みます。

(2) 各事業の展開

■地域資源マップの構築 -----

高齢者の社会参加促進のため、市内の地域資源(高齢者が交流している集いの場・団体・サークル等)の情報を集約して発信します。

担 当 課: 高齢福祉課、情報戦略課

■ S I Bを活用した社会参加型介護予防事業の展開【重点・再掲】 ------

(重点施策1:介護予防・健康づくりに通じる社会参加 P37参照)

■集いの場へのコーディネート事業【重点・再掲】 ------------------

(重点施策1:介護予防・健康づくりに通じる社会参加 P39参照)

■デジタルデバイド対策事業【重点・再掲】 ------

(重点施策1:介護予防・健康づくりに通じる社会参加 P39参照)

■専門職との連携 -----

専門職との連携により、短期集中でフレイルを解消し日常生活を取り戻すことを目指す事業の試行的実施や地域包括支援センター職員への専門職による研

修や、多職種で自立支援を考える会の開催など、高齢者の自立した在宅生活に 向けて専門的な知識や技術に基づく支援に取り組みます。

担 当 課: 高齢福祉課、介護保険課

指標	目標		
JHTが	2024	2025	2026
専門職による研修の開催回数(回)	3	3	3
多職種で自立支援を考える会の開催回数(回)	19	19	19

■地域主体の生活交通への支援【重点・再掲】 -------

(重点施策1:介護予防・健康づくりに通じる社会参加 P39参照)

■おでかけパス70-----

高齢者の外出促進を図るため、70歳以上の豊田市内在住者を対象に、とよたおいでんバス12路線で利用可能な高齢者向け定期券「おでかけパス70」を販売しています。

担 当 課: 交通政策課

高齢者の健康増進や教養の向上、レクリエーションのための場として、次の 施設を設置しています。

利便性、快適性の向上を図るため、更新時期を迎える設備等の修繕を実施していくなど、今後も施設の維持管理を含めた適切な管理運営を行っていきます。

①老人福祉センター

地域の特性や施設の特徴に応じて施設の規模や形態は異なりますが、市内 に3か所設置しています。

· 豊寿園 渡川町

・ぬくもりの里 池島町

百年草 足助町

②高齢者温泉休養施設(寿楽荘)

高齢者だけではなく、一般の人も利用でき、天然温泉が日帰りでも宿泊でも楽しめる施設です。年齢や心身の状態にかかわらず、安心して利用できるように、バリアフリーの客室や貸切浴場を備えています。

(B) (1) ①豊寿園:高齢福祉課、ぬくもりの里:総務監査課、百年草:足助支所、総務監査課

担 当 課: ②高齢者温泉休養施設 (寿楽荘):高齢福祉課

■福祉センター----

社会福祉の充実、市民の福祉の増進、福祉意識の高揚、健康の増進等を図る ための場として、次の施設を設置しています。

・豊田市福祉センター

綿町

・小原福祉センターふくしの里 沢田町

・下山保健福祉センターまどいの丘

神殿町

・藤岡福祉センターふじのさと

藤岡飯野町

・稲武福祉センター

桑原町

担 当 課: 総務監査課

■地域ふれあいサロン -----

居場所づくりや生きがいづくりのため、自治区等による地域ふれあいサロン を実施しています。自治区等が主体的に取り組み、安心して住み続けられる、 支え合いの地域づくりが展開されています。

担 当 課: 社会福祉協議会

指標	目標		
担保	2024	2025	2026
実施箇所数(か所)	252	252	252

■元気アップ事業の展開 -----

高齢者の体力づくりや認知症予防を目的とした元気アップ教室を、自治区、 地域ふれあいサロン、交流館等で開催しています。

教室では、家庭でできるストレッチ、筋力アップ体操、脳力アップ、レクリ エーション、座談会等を行い、教室終了後も、住民主体の介護予防活動が継続 できることを目指しています。

担 当 課: 健康づくり応援課

指標	目標		
J⊟13x	2024	2025	2026
教室数 (か所)	20	20	20

■地域介護予防活動支援事業の展開 ------

元気アップ教室等を終了した自主活動グループに対する活動支援として、保 健師・ヘルスサポートリーダー等の派遣、自主活動グループの交流会等を開催 しています。

担 当 課: 健康づくり応援課

■口腔機能向上支援事業(お口の健康教室) ------

高齢者が口腔機能を維持・向上し、いつまでも自立した豊かな生活を送ることができるよう、比較的簡単にできる口腔機能に関する訓練や体操を指導する教室を開催していきます。

担 当 課: 健康政策課

施策2 生きがいづくり・就労支援

(1) ねらい

生産年齢人口は減少傾向にありますが、人生100年時代を迎えつつあり、地域には元気な高齢者も多くいます。例えば、前期高齢者に占める認定者の割合は4%未満にとどまっています。こうした中で、高齢者同士が支え合い、年齢にとらわれることなく、他の世代とともに社会の重要な一員として生涯活躍できる環境づくりが求められます。

高齢者の知識や経験を生かし、高齢者本人の生きがいにつながるよう、就労や 多様な活動への参加機会の確保・充実を図ります。

(2) 各事業の展開

■ 高齢者クラブ活動の支援 -----

高齢者クラブは、高齢者が日常生活の場である地域を基盤として活動する自主的な組織です。仲間づくりを通じた生きがいや健康づくりなど生活を豊かにする社会活動への取組等、組織の特性である「自主性」、「地域性」、「共同性」を基本とし、地域の一員として明るい長寿社会づくりのための活動をしています。

担 当 課: 市民活躍支援課

シルバー人材センターでは、豊かな経験や能力を持つ高齢者の就労支援や各種生きがい活動(社会参加)の促進を目的として、以下の取組を行っています。

- ・高齢者の就労に関する情報提供、相談
- ・高齢者の就労機会の確保、職業紹介
- ・高齢者の就労に必要な知識・技能の講習会の開催
- ・シルバー人材センターの周知活動と入会の促進
- ・イベントを通じた地域との交流の促進
- ・ボランティア活動を通じた地域とのつながり強化

担 当 課: 市民活躍支援課

■とよたシニアアカデミー-----

シニア世代のセカンドライフの充実と活躍の促進を図るため、市民活動や生きがいづくりにつながる学びの場として、とよたシニアアカデミーを開催しています。

1年間を通じて学ぶコース、短期で学ぶコースのほか、各種講座を開催し、知識や技能の習得、また仲間づくりや活動を始めるための支援を行います。

担 当 課: とよた市民活動センター(市民活躍支援課)

指標	目標		
ਹ⊟ਾਨ	2024	2025	2026
「通年コース」「専門コース」「はじめの一歩講 座」受講者数(人)	328	328	328

■子ども食堂を活用した多世代が交流・活躍できる居場所の展開 ------

高齢者を含む地域の子どもから大人まで誰もが食事を通じて交流できる「子ども食堂」を、地域住民の活躍・生きがいづくりの場として捉え、高齢者施設等の地域資源を有効に活用しながら、相談対応・運営支援について多様な担い手が参加できるよう支援します。

担 当 課: よりそい支援課



■認知症本人発信支援 ------

認知症の人が尊厳と希望を持って認知症とともに生きる社会を目指すため、 認知症の人が認知症サポーター養成講座の講師(キャラバン・メイト)等とし て活躍できる場を拡大し、本人発信を支援します。

また、認知症の人とともに認知症月間(9月)等に併せた普及啓発活動を行います。

担 当 課: 高齢福祉課

■本人ミーティング支援事業 <新規> -----

より良い施策や支援を本人視点に立って、一緒に進める場を設定することで、 認知症の人にやさしいまちづくりの一助とするとともに、認知症の人本人が役割をもった生き方ができるように取り組んでいきます。

担 当 課: 高齢福祉課

指標	目標		
担係	2024	2025	2026
本人ミーティングの開催回数(回)	1	1	1

■認知症の人と介護者への支援の充実【重点・再掲】 ------

(重点施策3:社会全体で取り組む認知症支援 P47参照)

■敬老金の贈呈 <見直し> ------

高齢者を敬い、長寿をお祝いする目的で敬老金を贈呈しています。

超高齢社会への適応として介護予防や認知症予防に加え、生きがいを高める 取組を充実する必要があり、長寿の概念も変化してきていることから、その目 的や名称も含め、引き続き、事業の在り方を検討していきます。

担 当 課: 高齢福祉課

基本目標Ⅱ 安心して生きられる支え合いのまちづくり

分野 2 地域共生

施策1 市民理解の促進

(1) ねらい

本市は全国に比べて高齢化率が低いまちですが、今後、高齢者や介護を必要とする人は、増加することが見込まれています。様々な世代の人が地域で共に暮らしていくためには、お互いを正しく理解し、助け合える地域づくりが必要です。

加齢に伴って生じる様々な心身の変化や認知症などについて、適切に理解促進 を図り、高齢者に対する市民の理解を深めていきます。

(2) 各事業の展開

■出前講座の展開 -----

市民の要望に応じて、高齢者福祉に関する出前講座を行います。地域福祉の推進や介護保険制度、在宅療養等について市民理解の推進に取り組みます。

担 当 課: 介護保険課、地域包括ケア企画課

■学校教育における高齢者の理解促進 -----

超高齢社会の進展を見据え、介護サービス事業所等と連携して、若年層に対する高齢者理解を促進するための授業の実施を支援します。また、授業等を通じた介護専門職と若年層の交流により高齢者福祉分野への興味・関心の醸成を図ります。

担 当 課: 高齢福祉課、介護保険課

■認知症サポーターの養成-----

認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を見守り、応援する認知症サポーターを養成するための講座を実施するとともに、認知症の人と関わることが多いと想定される企業や人格形成の重要な時期である子ども・学生への受講機会を促進します。

また、ライフスタイルや働き方が多様化する中で、短い時間でも認知症を知る「きっかけ」づくりの機会として認知症ミニ講座を実施し、より一層の理解 啓発に努めます。

さらに、認知症サポーターのフォローアップと活動促進のため、ステップアップ講座を開催します。認知症の人の意思をできるだけくみ取り、それを生か

した支援につなげていきます。

担 当 課: 高齢福祉課

指標	目標		
J日 1次	2024	2025	2026
認知症サポーター養成講座受講者数(人)	2,800	2,800	2,800
認知症ミニ講座受講者数(人)	200	200	200
認知症サポーターステップアップ講座受講者数 (人)	400	400	400

■認知症に関する普及啓発-----

認知症に早い段階で気が付くための認知症チェックリストや相談先を紹介するためのパンフレット、認知症の段階ごとに利用できるサービスや制度をまとめた認知症ケアパスを配布・活用し、普及啓発を図っていきます。また、広い世代に認知症について知ってもらうため、認知症月間(9月)に併せたイベント等による啓発活動を行います。

担 当 課: 高齢福祉課

■認知症カフェの推進 <見直し> -----

認知症の人やその家族と地域住民や専門職が相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場となる認知症カフェの取組を推進するため、認知症カフェのマップを作成し、普及啓発を図っています。また、認知症カフェの立ち上げや運営等に対し、地域の実情に合わせて認知症地域支援推進員がその支援を行います。

認知症の人やその家族の希望に合った認知症カフェを選択できるよう、認知症カフェ登録事業を見直し、認知症カフェの目的に沿った地域の社会資源の情報集約・情報発信を行います。また、認知症カフェ交流会の開催等を通じて事業者同士の交流を図ることで、横のつながりの強化を行い、質の向上に取り組んでいきます。

担 当 課: 高齢福祉課

■ (仮称) 認知症の人にやさしい店舗 認証制度事業 <新規> ------

移動、消費、公共施設など、生活のあらゆる場面で、認知症になってからでもできる限り住み慣れた地域で普通に暮らし続けていくための障壁を減らしていく取組を推進していくため、認知症に関する取組を実施している企業等に対して(仮)認証制度の創設を検討します。

担 当 課: 高齢福祉課

施策2 市民参加の支え合い

(1) ねらい

高齢者や家族が安心して住み慣れた地域での生活を継続していくためには、身近な暮らしの中で起こる困りごとなどを「自分事」として考え、誰かを助け、そして誰かに助けられながら、支え合って生活できる地域をつくることが必要です。

自治区、高齢者クラブ、民生委員、市民活動団体、ボランティア、企業・事業 所など住民を主体とした多様な機関と行政が協力しながら、多面的な支え合い活 動を推進し、支え合いの基盤を一層強固なものにしていきます。

(2) 各事業の展開

■豊田市ささえあいネットの推進 ------

高齢者や家族が安心して暮らせる地域づくりを目的として、高齢者に対する 日頃の見守り、行方不明時等の捜索、虐待等の課題の早期発見のため、地域に 密着したネットワークとして「豊田市ささえあいネット」を構築しています。

①高齢者見守りほっとライン

地域の商店や医療機関、高齢者の集いの場等を協力機関として登録し、高齢者の異変に気付いた場合に、地域包括支援センターや市に通報してもらう体制を構築しています。

②みまもりほっとパーキング事業

高齢者の異常行動の防止・早期発見の一助とすることを目的に、高齢者の 支援に必要な戸別訪問等において、駐車場の確保が困難な場合に、協力機関 が所有する駐車場を提供してもらいます。

③徘徊高齢者・障がい者等事前登録制度

行方不明になる可能性がある高齢者等の情報を事前に登録し、地域包括支援センターや民生委員と情報を共有し、日頃の見守りにつなげています。また、行方不明になった場合に、協力機関に情報提供し、捜索活動に生かします。

4認知症高齢者等個人賠償責任保険

認知症高齢者が事故で第三者に損害を負わせ、損害賠償責任を負った場合 等に、これを補償する保険に加入します。

⑤見守り安心マーク

行方不明になる可能性がある高齢者等を対象に、氏名や連絡先を記して衣類につけるマークを配布します。

⑥かえるメールとよた(緊急メールとよた行方不明者情報)

行方不明高齢者等の捜索に協力してくれる個人や団体等を登録し、行方不明高齢者等の情報を一斉に配信することで、早期発見に役立てます。

⑦徘徊者捜索機器利用促進補助金(GPS機器助成)〈見直し〉

行方不明になる可能性がある高齢者等を対象に、行方不明になっても速やかに位置情報を把握できるGPS機器の導入に対する補助を行います。

GPS機能を搭載したスマートフォンの保有率が高まっていることから、 補助の有効性を検証し、事業の在り方を検討していきます。

⑧徘徊高齢者捜索模擬訓練

認知症高齢者の行方不明時に早期発見・対応が行えるように、実際に行方不明になった場合を想定し、通報、声掛け、保護などの一連の流れを通して、自治区等と地域の見守り体制を構築するための模擬訓練を実施します。

担 当 課: 高齢福祉課

指標	目標		
J⊟13x	2024	2025	2026
高齢者見守りほっとライン協力機関登録件数(件)	2,450	2,475	2,500
みまもりほっとパーキング事業協力機関登録件数 (件)	770	790	810
かえるメールとよた登録者数(人)	12,000	12,500	13,000

■お元気ですか訪問 <見直し> -----

高齢者の不安や孤独感の解消、見守りを目的に傾聴ボランティア(お元気ですかボランティア)が、ひとり暮らし高齢者等の自宅に訪問して、傾聴と安否確認を行っています。また、訪問時に気になることがあれば、民生委員や地域包括支援センターにつなげ必要な支援を行います。

傾聴に関する民間の機運が高まっていることから、見守りの方法を含め、事業の在り方を検討していきます。

担 当 課: 高齢福祉課

■ 高齢者クラブ友愛活動の促進 ------

高齢者クラブでは、閉じこもりがちな高齢者を対象に、友愛訪問を実施し、 声かけによる安否確認と交流を図っています。

今後も友愛活動が円滑に行われるように、支援していきます。

担 当 課: 市民活躍支援課

施策3 見守りの推進

(1) ねらい

今後、高齢者単身・夫婦世帯や在宅で生活する認知症の人をはじめ何らかの見 守りを必要とする人が一層増加することが見込まれます。

地域包括支援センターや民生委員、地域住民やボランティア、民間サービス、 行政サービスなど、高齢者等のニーズや地域の担い手の状況に応じた活動の展開 だけではなく、各主体間で必要な情報が共有され、連携していくことができる地 域づくりに取り組みます。

(2) 各事業の展開

■見守りネットワークの強化【重点・再掲】 ------

(重点施策2:地域共生を支える体制整備 P43参照)

■豊田市ささえあいネットの推進【再掲】------

(分野2:地域共生、施策2:市民参加の支え合い P59参照)

■お元気ですか訪問【再掲】 ------

(分野2:地域共生、施策2:市民参加の支え合い P60参照)

■ひとり暮らし高齢者等登録 ------

ひとり暮らし高齢者等の急病時や災害時における安全確保や安否確認、孤独感の解消等を図るため、ひとり暮らし高齢者等登録者の情報を市の消防本部のシステムに登録するとともに民生委員等に提供することにより、安全で安らかな生活を営むことができるよう支援します。

担当課: よりそい支援課

■福祉電話訪問 <見直し> ------

ひとり暮らし高齢者等登録者のうち、要介護認定を受けている人等を対象に 週1回の電話訪問を実施します。

ICTの進化により、様々な方法による見守りが可能となっていることから、 見守り事業の在り方について検討していきます。

担 当 課: 高齢福祉課

■緊急通報システムの設置 <見直し> ------

急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図るため、ひとり暮らし高齢者等登録者のうち、要介護認定を受けており、市が定める特定疾病がある人等を対象として、自宅へ緊急通報システムを設置し、消防署への連絡体制を確保します。また、月1回の電話訪問の実施や、緊急時に近隣住民の協力が得られるよう事前に「協力者」の登録を依頼しています。

ICTの進化により、様々な方法による見守りが可能となっていることから、 見守り事業の在り方について検討していきます。

担 当 課: 高齢福祉課、障がい福祉課

施策4 重層的な支援

(1) ねらい

少子高齢化・人口減少社会、世帯の核家族化・単身化、地域での人間関係の希 薄化が進む中で、市民が抱える生活上の課題は多様かつ複合的になり、制度・分 野ごとの縦割りでは十分に支援ができないという課題があります。

このような福祉ニーズの多様化・複雑化に対応するために、豊田市全体がチームとなり、相談、支援を組み立てるとともに、必要な資源を開発し、当事者の可能性を引き出しながら、総合的な支援が提供できる体制をつくります。

(2) 各事業の展開

■重層的支援体制の推進【重点・再掲】 ------

(重点施策2:地域共生を支える体制整備 P42参照)

■地域包括支援センター -------

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、介護・福祉・保健・医療など様々な相談を受ける総合相談窓口を各中学校区28か所に設置しています。

地域包括支援センターの具体的な業務は、以下のとおりです。

①総合相談支援業務

担当地区の高齢者に対するワンストップサービスの拠点として、様々な相談に対し、適切な機関、制度及び必要なサービスにつなぎます。また、必要に応じて、その後の状況においても継続してフォローアップをすることで、高齢者が地域において、安心して暮らし続けるための支援を行います。

②権利擁護業務

地域における生活で困難を抱えた高齢者を成年後見制度等の権利擁護を目的としたサービス・制度につなぐことにより、高齢者の虐待防止及び権利擁護を図ります。

③包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者が地域で安心して暮らし続けるために、対象者一人ひとりの状態に 応じて、関係する介護支援専門員・主治医・地域の関係機関・施設等、多職 種との連携により、包括的かつ継続的に支援することが必要です。そのため の関係者との連携体制の構築を行います。

④第1号介護予防支援事業(介護予防ケアマネジメント)

担当地区における介護予防・日常生活支援総合事業の対象者に対し、介護

予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況や、置かれている環境、 その他の状況に応じて、適切なサービスが包括的かつ効果的に提供されるよ うに必要な援助を行います。

⑤指定介護予防支援事業(要支援者の予防給付のケアマネジメント)

担当地区における介護保険の認定者のうち、要支援1及び要支援2の人に対して心身の状態により、必要な介護予防のサービスを利用するための計画 (ケアプラン)を作成し支援します。

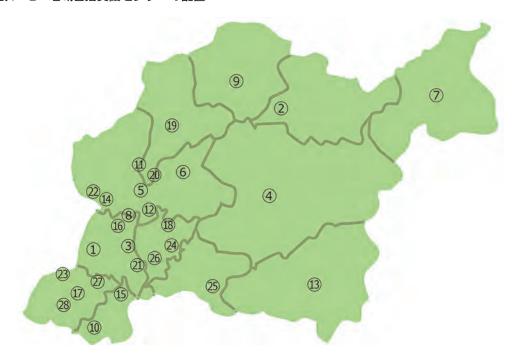
また、地域包括支援センターの機能の充実を図るため、研修計画に沿った 研修の実施、メンター制度を含めたブロック協力事業の実施、人材育成等計 画等を通じて、地域包括支援センター職員の人材育成を進めます。

図表4-1 地域包括支援センター設置状況

Νο	担当地区 (五十音順)	名称	所在地	
1	逢妻	ほっとかん地域包括支援センター	本新町 7-48-6(有料老人ホ-ム豊田ほっとかん内)	
2	旭	ぬくもりの里包括支援センター	池島町屋ケ平22(老人福祉センターぬくもりの里内)	
3	朝日丘	社協包括支援センター	錦町1-1-1(豊田市福祉センタ-内)	
4	足助	足助地域包括支援センター	岩神町仲田20(足助病院内)	
5	井郷	豊田福寿園地域包括支援センター	高町東山7-46(特別養護老人ホ-ム豊田福寿園内)	
6	石野	石野の里地域包括支援センター	東広瀬町神田26-1(特別養護老人ホ-ム石野の里内)	
7	稲武	いなぶ包括支援センター	桑原町中村5(稲武福祉センタ-内)	
8	梅坪台	豊田地域ケア支援センター	西山町3-30-1(豊田地域医療センタ-内)	
9	小原	ふくしの里包括支援センター	沢田町梅ノ木574(小原福祉センタ-ふくしの里内)	
10	上郷	地域包括支援センターかずえの郷	和会町東郷148(老人保健施設かずえの郷内)	
11	猿投	地域包括支援センター猿投の楽園	加納町向井山9-1(特別養護老人ホ-ム猿投の楽園内)	
12	猿投台	こささの里地域包括支援センター	越戸町上西小笹116(特別養護老人ホ-ムこささの里内)	
13	下山	まどいの丘包括支援センター	神殿町中切7-2(下山保健福祉センタ-まどいの丘内)	
14	浄水	豊田厚生地域包括支援センター	浄水町伊保原500-1(豊田厚生病院内)	
15	末野原	みなみ福寿園地域包括支援センター	永覚新町5-194(特別養護老人ホ-ムみなみ福寿園内)	
16	崇化館	ひまわり邸地域包括支援センター	栄生町5-20(特別養護老人ホ-ムひまわり邸内)	
17	高岡	わかばやし園地域包括支援センター	若林西町北山76(特別養護老人ホ-ム豊田わかばやし園内)	
18	高橋	地域包括支援センターくらがいけ	岩滝町高入40-1(特別養護老人ホ-ムくらがいけ内)	

19	藤岡	ふじのさと包括支援センター	藤岡飯野町坂口1207-2(藤岡福祉センタ-ふじのさと内)
20	藤岡南	地域包括支援センター藤岡の楽園	西中山町才ケ洞10-5(特別養護老人ホ-ム藤岡の楽園内)
21	豊南	トヨタ地域包括支援センター	平和町1-1(老人保健施設ジョイステイ内)
22	保見	地域包括支援センター保見の里	保見町南山109-1(特別養護老人ホ-ム保見の里内)
23	前林	つつみ園地域包括支援センター	堤町堤18-1(特別養護老人ホ-ム豊田つつみ園内)
24	益富	地域包括支援センター益富の楽園	古瀬間町古宿131(特別養護老人ホ-ム益富の楽園内)
25	松平	笑いの家地域包括支援センター	滝脇町杉長入23 (特別養護老人ホ-ム笑いの家内)
26	美里	地域包括支援センターとよた苑	野見山町5-80-1(特別養護老人ホ-ムとよた苑内)
27	竜神	ひまわりの街地域包括支援センター	本町本竜48(特別養護老人ホ-ムひまわりの街内)
28	若園	みのり園地域包括支援センター	中根町男松79(特別養護老人ホ-ム豊田みのり園内)

- ※1 設置状況は2024年3月現在のもの
- ※2 地域包括支援センター28か所の統括・支援を「豊田市基幹包括支援センター」が担当



図表4-2 地域包括支援センターの配置

担 当 課: 高齢福祉課

■基幹型地域包括支援センターによる支援-----

基幹型地域包括支援センターは、地域包括支援センターを支援する機関です。 地域包括支援センターが、地域で発生する様々な高齢者の課題の解決や、円 滑で質の高いサービスを提供できるように、全体調整、事業等への助言、地域 包括支援センター同士の交流や取組の横展開、処遇困難ケースの対応等を行い ます。 また、地域包括支援センター職員研修計画に沿った研修を確実に実施するために、基幹型地域包括支援センターに研修センター機能を付すとともに、基幹型地域包括支援センター職員の研修企画・運営能力の向上及び個別支援に必要な技術の向上を図ることにより、機能の充実を図ります。

担 当 課: 高齢福祉課

経済的困窮や社会からの孤立といった状況にある人に対し、生活基盤の安定と社会とのつながりの回復を図るため、以下の事業に取り組みます。

- ・相談による困りごとの受け止め
- ・課題解決に向けた支援プラン作成
- ・就労準備支援や家計改善支援の実施

担当課: よりそい支援課

指標	目標		
担保	2024	2025	2026
自立相談支援機関への相談件数(件)	5,250	5,250	5,250

■成年後見制度利用支援 ------

身寄りを頼ることがない認知症高齢者等で判断能力が不十分な人の権利擁護を目的として、家庭裁判所へ後見等開始の審判請求を行い、家庭裁判所から選任された成年後見人等が本人の財産管理や身上保護(介護・福祉サービスの利用、医療・福祉施設への入退所手続等)を行います。

また、審判請求に要する費用及び成年後見人等の報酬の支払困難者に対し費用助成を行います。

担当課: よりそい支援課

■成年後見支援センター -----

認知症や精神・知的障がいなどにより判断能力が不十分な人及びその親族、 後見受任者及び後見業務に関連する事業所などを対象に、制度利用を通じた権 利擁護支援を総合的に推進する成年後見支援センターを運営しています。

市とともに、地域全体で認知症等により判断能力が低下した人の権利を守るための中核機関として、広報業務や相談業務、後見人支援業務等のほか、市民後見人*の育成を通じて成年後見制度の適切な利用と権利擁護支援を推進します。

また、弁護士や司法書士、社会福祉士との専門職交流会を開催するなど、専門職との連携強化を図り、地域の権利擁護体制の充実を図ります。

※市民後見人:財産管理や介護サービスの契約行為等を行う、成年後見人の一種。弁護士、司法書士、 社会福祉士等の専門職ではなく、「とよた市民後見人養成講座」を修了した市民が成年後見人となり ます。

担当課: よりそい支援課

■身寄りのない市民等が入所・入院を含め地域で安心して生活し続けられる環境整備 <新規> ----

法律、医療、福祉関係者等で構成される部会を「豊田市成年後見・法福連携推進協議会」に設置するとともに、身寄りを頼ることを前提にしない支援の在り方を検討します。

また、国の動向も踏まえながら、日常的な金銭管理支援と意思決定支援を組み合わせた「豊田市地域生活意思決定支援事業」に取り組みます。

担 当 課: よりそい支援課、生活福祉課

■共生型サービスの推進 -----

共生型サービス^{**}を実施している事例を事業所に情報提供していくとともに、 事業所からの相談に対応していきます。

※共生型サービス:利用者の満足度向上と社会資源の効果的な活用を目的に、高齢者、障がい者、子ども、その他見守りが必要な人など、対象を限定することなく広く受け入れるサービスのこと

担 当 課: 地域包括ケア企画課、障がい福祉課、介護保険課

指標	目標		
刊和	2024	2025	2026
共生型サービス実施事業所数(か所)	9	10	11

施策5 関係機関との連携

(1) ねらい

今後の要介護者の増加に伴い、医療と福祉を必要としながら在宅療養を希望する市民も増加することが見込まれます。高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすために、在宅医療と介護をはじめ地域の多様な主体の連携と、専門職の知見や地域の関係者の協力を生かして課題の解決を図っていく必要があります。

(2) 各事業の展開

■在宅医療・福祉連携推進事業【重点・再掲】 ------

(重点施策2:地域共生を支える体制整備 P43参照)

■地域ケア会議等の開催 ------

高齢者の住み慣れた地域での生活を専門職と関係機関・地域住民等が連携して支援するため、以下の会議を開催しています。

①地域ケア個別会議

地域包括支援センターごとに地域ケア個別会議を開催し、地域包括支援センターを中心として、本人・家族、医療機関・自治区・民生委員・介護サービス事業所・地域住民等が集まり、支援内容等の検討を行っています。

地域ケア個別会議は地域包括支援センターが中心になるため、地域ごとにばらつきが生じないよう、地域包括支援センター職員を対象とした研修会を必要に応じて開催していきます。

②多職種で自立支援を考える会

自立支援・介護予防の観点でケーススタディを行い、多職種の専門的な視点に基づく提案等を通じて自立に資するケアマネジメントの視点やサービス等の提供に関する知識・技術を学び合います。また、事例を積み重ねることにより、地域に不足する資源といった地域課題の発見・解決策の検討につなげます。

③地域ケア推進会議

地域包括支援センター運営協議会を地域ケア推進会議に位置付け、地域ケア個別会議等で整理された地域課題を解決するための話し合いを通じ、地域づくりや市への施策提言等に結び付けていきます。

担 当 課: 高齢福祉課

■市民・多職種と連携した意思決定支援の普及〈新規〉 -------

「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」をはじめ、意思決定支援等に係る各種ガイドラインに沿った研修等を実施します。

また、市民の参画を得ながら「豊田市地域生活意思決定支援事業」に取り組みます。

担 当 課: 地域包括ケア企画課、よりそい支援課、障がい福祉課、高齢福祉課

■認知症地域支援推進員の活躍支援 ------

認知症の人やその家族を支援する相談支援、関係機関と連携した事業の企画・調整、医療・介護等の支援ネットワークの構築等を行う認知症地域支援推進員を地域包括支援センター等に配置しています。

地域包括支援センターでは、高齢者の総合相談窓口として評価指標等を用いた評価を通じて質の向上を図っていくとともに、地域の医療・介護との顔の見える関係づくりや、状況に応じて必要なサービスが提供されるよう、研修を引き続き行っていきます。

担 当 課: 高齢福祉課

■認知症初期集中支援推進事業の展開 ------

認知症の人の拒否が強い等の理由で、医療・介護等のサービスにつながらない事例に対し、医療・介護の専門職による「認知症初期集中支援チーム」が介入・対応することで、初期の支援を包括的・集中的に行い、認知症の人やその家族に対して自立生活を支援します。

担 当 課: 高齢福祉課

指標	目標		
担保	2024	2025	2026
医療・介護サービスにつながった人の割合(%)	65	65	65

■専門職との連携【再掲】-----

(分野1:介護予防・健康づくり、施策1:ふれあい・健康づくり P50参照)

分野3 介護人材

施策1 介護に関わる人材への支援

(1) ねらい

本市の認定者数は、今後も増加が見込まれ、必要となる介護人材の人数も増加します。本市の高齢者等実態調査においては、介護サービス事業所の運営上の課題として、「職員の確保」(76.5%)が最上位となっています。

今後、安定的に介護サービスを提供するために、人材の確保・育成・定着を図るとともに、働きやすい職場づくりや業務改善・生産性向上につながる介護現場の革新に向けた取組を支援します。

(2) 各事業の展開

■介護人材ベースアップ支援【重点・再掲】 -----

(重点施策2:地域共生を支える体制整備 P43参照)

■職場環境向上支援 <拡充> ------

職場改善コーディネーター派遣事業や職場でのコミュニケーションに関する 研修の実施により、介護人材の定着を図ります。

担 当 課: 介護保険課

指標	目標		
1日1次	2024	2025	2026
職場改善コーディネーター派遣件数(件)	5	5	5
コミュニケーションに関する研修の参加人数 (人)	20	20	20

■外国人材への支援 <拡充> -----

外国人介護人材に関して、制度周知や交流、日常生活支援等に関する受入れ 支援や、日本語及び介護福祉士国家試験対策の学習支援による定着の促進を行います。

担 当 課: 介護保険課

指標	目標		
刊初	2024	2025	2026
受入支援事業の参加者数(人)	30	30	30
日本語講座等の受講者数(人)	35	35	35

■豊田訪問看護師育成センター ------

豊田訪問看護師育成センターを拠点に、訪問看護師の「人材確保・育成」、「相談・交流・情報提供」、「普及啓発」を取組の柱として各種取組を展開しています。

担 当 課: 地域包括ケア企画課

指標	目標			
担保	2024	2025	2026	
訪問看護師育成数(人)	累計25人以上			

豊田総合療法士育成センターを拠点に、在宅生活に関する総合的・多面的な 視野を持ち、社会参加を促進できる療法士(豊田総合療法士)を育成すること で、地域リハビリテーションを推進し、市民の幸福寿命の実現を支援します。

担 当 課: 地域包括ケア企画課

指標	目標		
担係	2024	2025	2026
総合療法士育成数(人)	累計45人以上		

■豊田市・藤田医科大学連携地域医療学寄附講座の展開 ---------

本市の地域医療に関する研究・教育及び臨床研修協力施設に対する診療支援 と医師の交流の強化を行い、その研究成果の普及及び人材の養成により、最適 な地域医療体制を構築します。

担 当 課: 地域包括ケア企画課

■介護支援専門員・介護職員の専門スキルの向上 ------

介護支援専門員のケアマネジメント力向上に寄与する研修や、介護職員のスキルの向上を目的とした現任介護職員研修を実施します。また、専門研修受講による介護人材の定着及び介護サービスの質の向上を支援するため、介護サービス事業所が負担した受講料の一部を補助します。

担 当 課: 介護保険課、高齢福祉課

指標	目標			
J⊟13x	2024	2025	2026	
介護支援専門員を対象とした研修の実施回数(回)	15	15	15	
現任介護職員研修の実施回数(回)	4	4	4	

介護業界への就職希望者と介護サービス事業所をマッチングするための就職 相談会、訪問介護員の職場体験事業を行い、介護分野への就労を促進します。

担 当 課: 介護保険課

指標	目標			
刊识	2024	2025	2026	
就職相談会による就職者数 (人)	10	10	10	
訪問介護職場体験参加者数(人)	10	10	10	

■とよた市民福祉大学 -------

市民福祉教育活動の実践を目指し、全12回の「福祉入門コース」と全8回の「家庭介護コース」の2コースを開講し、地域で活躍できる人材の養成・育成を行っています。

修了者が地域に根差した活動を行えるように、修了者で組織された同窓会に対し、地域展開やフォローアップの機会を設け、主体的に活動できるよう支援していきます。

また、同窓会が企画・実施する事業もスタートしており、更なる活動の裾野 拡大や充実に向けた支援をしていきます。

担 当 課: 社会福祉協議会

指標	目標		
担保	2024	2025	2026
修了者数(人)	60	60	60

■学校教育における高齢者の理解促進【再掲】 ------

(分野2:地域共生、施策1:市民理解の促進 P57参照)

分野4 災害・感染症

施策1 災害・感染症への備え

(1) ねらい

風水害・地震等の災害や新型の感染症に備え、また、それらが発生しても影響を最小限にとどめ、高齢者の安全の確保と生活の継続を支えていくことが必要です。

高齢者をはじめ災害時要配慮者に対する自助・共助・公助の視点からの支援体制の更なる強化を図ります。また、各介護施設・事業所における業務継続計画に基づいた研修・訓練等の充実、県や関係団体と連携した災害・感染症発生時の支援・応援体制を構築します。

(2) 各事業の展開

■避難行動要支援者名簿を活用した支援体制づくりへの支援 --------

自治区や民生委員等の地域の関係者を対象に、災害時における地域の課題や、 避難行動要支援者の支援方法を考えるための勉強会等を開催し、地域の特性に 応じた支援体制の検討・構築を進めます。また、自治区などで行われる防災訓 練等の場で、避難行動要支援者の避難支援体験の実施などを支援します。

担当課: よりそい支援課

■介護サービス事業所への災害等対策啓発・指導 ------

業務継続計画策定の研修会の開催等により介護サービス事業所の業務継続に向けた取組を支援するとともに、災害や感染症などの非常時に備えた体制の構築を進めていきます。

担 当 課: 介護保険課

分野 5 日常生活

施策1 生活支援

(1) ねらい

高齢者単身・夫婦世帯の増加に伴い、調理、移動、買い物、ごみの収集、洗濯等の家事援助といった生活支援のニーズが高まっています。

日常生活の安全・安心の確保や、自立した生活を営むことができるよう、介護保険サービスだけではなく民間企業、社会福祉法人、ボランティア、NPOなども含めた多様な事業主体の参画を得て、ニーズの増加や多様性に応えていきます。特に、市が実施する事業はセーフティネットとしての役割があることを踏まえ、安全・安心な日々の生活に必要な支援を実施していきます。

(2) 各事業の展開

■「食」の自立支援事業の展開 <見直し> -----

「食」の面で高齢者の自立した生活を支援することを目的として、心身の状況やニーズ等を把握し、配食サービス等の食関連サービスの利用調整を行います。ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯等のうち、調理が困難で支援が必要と判断される人に対しては、栄養バランスのとれた食事を提供し、低栄養を防ぐとともに安否確認を行います。

ICTの進化により、様々な方法による見守りが可能となっていることから、 安否確認の方法を含め、事業の在り方について検討していきます。

担 当 課: 高齢福祉課、障がい福祉課

■地域主体の生活交通への支援【重点・再掲】

(重点施策1:介護予防・健康づくりに通じる社会参加 P39参照)

■ひとり暮らし高齢者等移動費助成〈見直し〉 ------

移動に関して家族の支援を受けることが困難なひとり暮らし高齢者等の、地域における自立した生活を支援することを目的として、タクシー料金の助成券を交付しています。

社会参加を促進するため、対象者及び助成内容について検討していきます。

担 当 課: 高齢福祉課、障がい福祉課

■シルバーカー購入費助成〈見直し〉-----

足腰の衰えにより歩行に不安がある高齢者の外出支援を目的として、シルバ

一カー(歩行補助車)の購入費の一部を助成します。

事業内容に介護保険の福祉用具貸与サービスと重複する部分があるため、対象者を含め、事業の在り方について検討していきます。

担 当 課: 高齢福祉課

■高齢者等補聴器購入費助成<新規> -------

加齢などによる聴力の低下により日常生活に支障がある高齢者等に対し、コミュニケーションの円滑化による生活の質の改善や社会的孤立を防ぎ、高齢者等の生活支援及び社会参加の促進を図るため、補聴器の購入費の一部を助成します。

担 当 課: 高齢福祉課

■高齢者の交通安全支援 ------

高齢者の交通事故の減少と、交通安全意識の向上を図るため、次の取組を実施しています。

①豊田市交通安全学習センター高齢者講習

交通安全教育を受ける機会の少ない高齢者の交通安全意識の高揚と交通事故の防止を目的として、高齢者向けの交通安全講習を施設内又は出張により 実施します。

②高齢者交通安全防犯世帯訪問

高齢者の交通事故の減少と交通安全意識を高めるため、75歳以上の高齢者が住む世帯を交通安全防犯推進員が訪問し、高齢者とその家族に啓発を実施します。

担 当 課: 交通安全防犯課

指標	目標		
JH 1x	2024	2025	2026
豊田市交通安全学習センター高齢者講習 延参加者数(人)	1,500	1,500	1,500
高齢者交通安全防犯世帯訪問事業 訪問世帯数(世帯)	9,000	9,000	9,000

■高齢者における住宅防火対策の推進

消防本部が実施する火災予防啓発の訪問時や福祉に関する事業所等と連携して、高齢者における住宅防火対策の推進を図ります。

担 当 課: 消防本部予防課

■生活管理指導短期宿泊・緊急短期入所 -------

原則、介護保険制度で要介護認定を受けていない高齢者のうち、日常生活に 見守りや支援・指導が必要な人、介護する家族の入院等で緊急に保護が必要な 人を対象として、社会生活の維持を目的とした養護老人ホーム等の施設への一 時入所を行います。

担当課: よりそい支援課

■日常生活衛生管理支援 ------

①ふれあい収集

ごみを所定のごみステーションまで持ち出すことが困難な、原則、単身の要支援2又は要介護1以上の高齢者等に対し、地域の実情に応じて市が直接訪問して、ごみの収集を行っています。

支援を必要とする高齢者が増えていることから、地域での自主的なごみ出し協力等の状況を勘案しながら対象者を決定し、今後も継続して実施します。

②寝具クリーニング等サービス

ひとり暮らし高齢者等で衛生管理が困難な人を対象に、寝具のクリーニング、寝具貸与のサービスを実施します。

③訪問理美容サービス

外出して理美容店を利用することが困難な在宅の要介護3~5の認定者を対象に、理美容師の出張費相当額を助成する利用券を、1年で最大6枚まで交付します。

担 当 課: ①清掃業務課 ②介護保険課 ③高齢福祉課、障がい福祉課

■すこやか住宅リフォーム助成 ------

介護保険の「住宅改修費の支給」を補完する事業として、在宅で介護を受けている介護保険自己負担割合が1割の人に対し、対象となる住宅工事に要した費用の一部を助成します。

担 当 課: 介護保険課

■買い物環境改善事業の展開<見直し> ------

日用品の買い物に不自由している高齢者等への生活支援として、移動販売や 宅配事業等、買い物弱者対策に資する事業を実施する商業者等に対しての支援 を検討していきます。

担 当 課: 商業観光課

施策2 家族介護支援

(1) ねらい

本市の高齢者等実態調査によると、主な介護者の48.5%が70歳以上の人となっているほか、介護をしながら就労している人が33.7%となっており、老老介護や仕事と介護の両立などに直面している人が多く見られます。在宅生活を送る要介護者にとって家族介護者は重要な存在ですが、過度な介護負担、健康上の問題やストレス、心理的な孤立感、経済的な負担など様々な課題を抱えているケースが見られます。介護保険サービスの適切な利用に加え、家族介護者の心身面での支援を進めていきます。

(2) 各事業の展開

■家族介護交流会の開催 <見直し> ------

地域包括支援センターが主体となり、介護の悩みや対応方法等の情報交換や、 リフレッシュ等を目的に、介護者相互の交流を図る家族介護交流会を実施しています。

各地域包括支援センターで実施する会について、介護者がライフスタイルに合わせて選択できるように、情報集約・情報発信の方法を見直します。今後も引き続き、できるだけ身近な場所での開催や介護者のニーズを取り入れた内容で開催していきます。

担 当 課: 高齢福祉課

■認知症介護家族会の開催------

認知症の人を介護する家族同士が交流を深め、情報交換をすることで家族の不安や悩みが軽減できるよう、交流会を開催しています。また、専門職による勉強会の開催や、認知症への対応方法や制度等を学ぶ機会を提供しています。

認知症の人を介護する家族の視点に立った会を目指すため、家族の意向を事業計画や運営に反映します。

担 当 課: 高齢福祉課

■若年性認知症本人・家族への支援【重点・再掲】 ------

(重点施策3:社会全体で取り組む認知症支援 P48参照)

■仕事と介護の両立支援につながる取組の推進 -----

働き方改革に関する事業所へのアドバイザーや講師派遣のほか、制度や取組 内容等のセルフチェックによる「働きやすい職場づくり推進事業所」の公表、 優良事業所表彰を通じた取組事例発信を通じて、働きやすい職場づくりを推進 し、仕事と介護の両立を支えます。

担 当 課: 産業労働課

■ショートステイの利用支援 ------

介護保険の支給限度額を超えてショートステイ(短期入所生活介護、短期入 所療養介護)を利用した場合に費用の一部を補助します。

担 当 課: 介護保険課

施策3 住まいの支援

(1) ねらい

生活のニーズにあった住まいの確保は、保健・医療・介護・生活支援等のサービスが提供される前提となります。

世帯の核家族化・単身化などにより、高齢者の居住形態が多様化していることから、個人で確保する持ち家としての住宅や賃貸住宅に加え、高齢者向けの住まいが、地域におけるニーズに応じて適切に供給されることを目指します。あわせて、経済状況、生活環境、家族関係等に事情を抱える高齢者に対しては、必要に応じて住まいを確保していきます。これらの住まいにおける入居者が安心して暮らすことができるよう、適正なサービス確保のための助言や指導を行います。

(2) 各事業の展開

■セーフティネット住宅の登録と居住支援------

高齢者、障がい者、子育て世帯等、住宅の確保に配慮が必要な方に対する住宅の供給を促進するため、住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅を登録し、市民に情報を公開します。

また、居住支援協議会にて、民間賃貸住宅への入居に関する支援や入居後の相談等について、参画団体と連携を図りながら対応します。

担 当 課: 定住促進課

■サービス付き高齢者向け住宅の登録 ------

高齢者単身・夫婦世帯が増加する中、バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携した日常生活を営むために必要な福祉サービスの提供を受けられる住宅のニーズが高まっていることから、高齢者の居住の安定確保に関する法律等に基づき、「サービス付き高齢者向け住宅」を登録し、市民に情報を公開します。

担 当 課: 定住促進課、介護保険課

■有料老人ホームの設置運営への指導 ------

有料老人ホームの設置に先立って、施設の構造設備の確認や、サービス内容への助言をします。また、設置後も立入検査を実施し、適切に運営されるよう、事業者に指導を行います。

担 当 課: 介護保険課、総務監査課

■シルバーハウジング(高齢者世話付住宅) <見直し> -----

高齢者が自立して安心かつ快適な生活を送ることができるよう、居住環境・生活支援の両面にわたり配慮された住宅を供給しています。県営・市営住宅の一部をシルバーハウジングの仕様(手すりの設置、床段差の解消、緊急通報ボタンの設置等)に整備し、生活援助員による安否確認や生活相談、緊急時の対応等を行っています。

・県営渋谷住宅 渋谷町 20戸

・市営東山住宅 東山町 12戸

・県営宮口上住宅 朝日町 18戸

・県営手呂住宅 手呂町 15戸

・市営市木町住宅 市木町 8戸

・市営美和住宅 美和町 22戸

・県営初吹住宅 京ケ峰 27戸

・県営上郷住宅 上郷町 14戸

今後は、サービス付き高齢者向け住宅の整備の動向に留意しながら、公営住宅の建て替えの際に、地域の需要に応じて対応していきます。

担 当 課: 高齢福祉課、定住促進課

■軽費老人ホーム(ケアハウス) ------

自宅での生活に不安があり家族の援助を受けられない高齢者に対して、入浴や食事等のサービスを提供し自立した生活を支援する施設です。市内には、ケアハウスが2か所整備されています。

・ケアハウス豊田 野見山町 定員50人

・ケアハウスみなみ 永覚新町 定員50人

担 当 課: 高齢福祉課

高齢者単身・夫婦等の世帯で、独立して生活することに不安のある高齢者を対象として、住居を提供し、各種相談、助言、緊急時の対応を行っています。 施設入所に当たっては、入所判定会議での審査を経て決定します。

・生活支援ハウス 桑原町 10室

担 当 課: 総務監査課

■養護老人ホーム ------

生活環境上及び経済的理由により、自宅での生活が困難な高齢者の心身の健康保持及び生活の安定を図ることを目的とした施設です。施設入所に当たっては、入所判定委員会での審査を経て決定します。

・若草苑 若草町 定員50人

担 当 課: 高齢福祉課、よりそい支援課